

答申

第1 審査会の結論

長野県警察本部長が行った一部開示決定について、別表2の「開示すべき部分」は、開示すべきであり、その余の部分を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 令和5年（2023年）6月29日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、別表1の「開示請求の内容」欄に記載した内容について保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和5年8月14日、長野県警察本部長（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求について、別表1の「公文書の名称」欄に記載の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、「不開示部分」欄に記載の部分（以下「本件不開示部分」という。）を「不開示理由」欄に記載の理由により不開示とする一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 令和5年11月2日、審査請求人は、長野県公安委員会（以下「本件諮問機関」という。）に対し、本件決定の取消し及び不開示部分の全部開示を求めて審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書により行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 法第78条第1項第2号該当性について
警察職員、労働局職員等の氏名については、審査請求人の既知情報であり、メモや記録をしていることから不開示とする必要がない。
- 2 法第78条第1項第5号該当性について
職員家族の生命、身体等が脅かされ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序に著しい支障を及ぼすおそれがあるというのは

ケースバイケースに判断すべきである。

3 法第78条第1項第7号該当性について

何をもって警察の適正な業務の遂行に支障を及ぼすか抽象的であり、私の知る権利が侵害されている。

4 刑事訴訟法第53条の2（適用除外）について

全ての部分が捜査の対象となっているか確認のしようがない。

第4 本件諮問機関及び本件実施機関の主張の要旨

本件諮問機関及び本件実施機関（以下「本件諮問機関等」という。）が弁明書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 法第78条第1項第2号該当性について

(1) 警察職員の氏名、印影、年齢及び職員番号（以下「警察職員の氏名等」という。）並びに労働局職員及び検察官の氏名

審査請求人以外の個人に関する情報であり、同号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(2) (1)以外の審査請求人以外の個人に関する情報

審査請求人以外の個人の住所及び氏名等並びに当該個人に対する警察の対応結果等の情報が含まれており、特定の個人が識別できることから、同号に該当し、個別の事情で審査請求人が当該情報を知り得る状態となったとしても、慣行として審査請求人が知ることができる情報であるとは言えないため、同号ただし書のいずれにも該当しない。

2 法第78条第1項第5号該当性について

(1) 警察職員の氏名及び印影並びに労働局職員及び検察官の氏名

開示することにより、その職務の特殊性から、当該職員又はその家族等が不法行為の対象となり、その生命、身体等が脅かされるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 報告書（令和3年3月3日付け及び令和3年5月9日付け）の不開示部分

開示することにより、警察の捜査方針等が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

3 法第 78 条第 1 項第 7 号該当性について

相談記録票の「関係者」欄、相談処理票の「処理内容」欄、関係者票、110番受理記録の「結果」欄及び報告書（令和 3 年 3 月 3 日付け及び令和 3 年 5 月 9 日付け）の不開示部分は、開示することにより、取扱者が事案に対する率直な意見並びに評価及び判断した情報の記載を躊躇し、正確な事実の把握、適正な事案判断が困難となるほか、警察及び労働局の対応方針等が推察されるなど、今後の警察業務及び労働局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

4 法第 124 条第 1 項該当性について

刑の執行に関する保有個人情報については、法第 5 章第 4 節の規定は適用されないため、不開示とした。

5 刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項の該当性について

訴訟に関する書類に記録されている個人情報は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条の 2 第 2 項の規定により、法第 5 章第 4 節の規定は適用されないため、不開示とした。

第 5 審査会の判断理由

1 本件公文書について

本件決定において、本件実施機関が特定した公文書は、別表 1 の番号 1 から番号 219 までに掲げる、本件実施機関が作成した審査請求人に係る「相談記録票」、「相談処理票」、「関係者票」、「広聴事案調査結果報告書」、「広聴事案処理票」、「110番受理記録」、「報告書」、「告発調書」、「供述調書（甲）及び（乙）」、「電話（口頭）記録用紙（捜査用）」、「捜査関係事項照会書（謄本）」、「捜査関係事項照会回答書」、「実況見分調書」、「取調べ状況報告書」、「捜査報告書」、「告訴調書」、「任意提出書」、「領置調書（甲）」、「還付請書」、「上申書」、「資料入手報告書」及び「被害届」であり、いずれも審査請求人に係る保有個人情報であると認められる。

2 本件不開示部分について

本件不開示部分は、概ね次の①から⑥までの情報である。

- ① 警察職員の氏名等並びに労働局職員及び検察官の氏名
- ② ①以外の審査請求人以外の個人に関する情報
- ③ 労働局の対応に関する情報
- ④ 警察の対応等に関する情報
- ⑤ 法第 124 条第 1 項により不開示とされた情報

⑥ 訴訟に関する書類

審査請求人は、不開示部分の全部開示を求めていることから、①から⑥までの情報について、法第78条第1項第2号、第5号及び第7号並びに法第124条第1項並びに刑事訴訟法第53条の2第2項の該当性を検討する。

3 法第78条第1項第2号該当性について

(1) 本件決定において、本件実施機関が法第78条第1項第2号に該当するとして不開示とした部分は、2の①及び②に係る次の情報である。

ア 警察職員の氏名、印影、年齢及び職員番号

イ 労働局職員の氏名

ウ 檢察官の氏名

エ アからウまで以外の審査請求人以外の個人に関する情報

(2) 本号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」及び「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を開示対象から除外している。

本号ただし書のイは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を開示の対象としている。

審査請求人は、既知情報であり、メモ、記録されていることから隠す必要がないと主張する。一方で、本件実施機関は、(1)のアからエまでについて、審査請求人以外の個人に関する情報であり、慣行として審査請求人が知ることができる情報には該当しないことから、法第78条第1項第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと主張する。よって、(1)のアからエまでの本号該当性について、以下検討する。

(3) (1)のアについて

一般に警部補以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を開示することで、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるため、その氏名は公にされておらず、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には当たらない。これを踏まえて、当審査会において本件公文書を確認したところ、不開示とされている警察職員の氏名及び印影については、警部補以下の職員であると認められる。しかしながら、本件公文書を確認すると、審査請求人との応対の際に警察職員がその氏名を名乗っている場合や、以前に対応した別の警察職員の氏名を審査請求人に伝えていると認められる記載（別表2の「開示すべき部分」に記載された情報）がある。これらの部分については、記載内容から審査請求人の知ることができる情報であることが明らかであるため、本号ただし書のイに該当すると認められ、不開示とする理由がない。よ

って、これらの警察職員の氏名については、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

その他の警察職員の氏名等については、審査請求人以外の個人に関する情報であり、本号ただし書のいずれにも該当すると認められない。よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に、その他の警察職員の氏名等を不開示とした判断は、妥当である。

(4) (1)のイについて

労働局職員の氏名について、本件実施機関は本号ただし書のいずれにも該当しないと主張するが、当審査会事務局職員をして長野労働局に確認させたところ、「長野労働局においては開示請求の際に、労働局職員の氏名については慣行として公になっているとして開示とする」との取扱いであった。長野労働局での運用を考慮すると、本号ただし書のイに該当することから、本件実施機関が本号に該当することを理由に、労働局職員の氏名を不開示とした判断は、妥当でない。

(5) (1)のウについて

検察官の氏名についても、(3)と同様、その職務の特殊性から、一定の役職以下の者の氏名は公にされておらず、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には当たらない。これを踏まえて、当審査会において確認したところ、不開示とされている検察官の氏名については、その記載から一定の役職以下であると認められる。また、検察官の氏名について、本号ただし書のいずれにも該当するとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に、検察官の氏名を不開示とした判断は、妥当である。

(6) (1)のエについて

(1)のエについては、(1)のアからウまで以外の審査請求人以外の個人に関する情報が記載されており、次のアからコまでが不開示とされている。

ア 性別

イ 住所

ウ 年齢

エ 電話番号

オ 参考事項欄の審査請求人以外の個人に関する情報

カ 生年月日

キ 職業

ク 勤務先

ケ 氏名

コ その他警察の聴取内容等

ア、イ、ウ、エ、カ、キ及びケが記載された別表1の番号13、番号15、番号96、番号98、番号145、番号147、番号170及び番号171の不開示部分中の別表2の開示すべき部分を除く部分については審査請求人以外の個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものと認められる。また、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当である。

オのうち、別表1の番号15の不開示部分中の別表2の開示すべき部分を除く部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であると認められ、本号ただし書のいずれにも該当しないため、本号に該当すると認められる。よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当である。しかし、オのうち、別表2の番号147の開示すべき部分は、審査請求人以外の個人に関する情報ではあるが、記載内容からでは特定の個人を識別できないことから、本号に該当するとは認められない。よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

クのうち、別表1の番号145及び番号171の不開示部分中の別表2の開示すべき部分については、審査請求人以外の個人に関する情報であるものの、当該部分は審査請求人の相談等により判明している特定の店舗名であり、審査請求人の既知情報と認められ、また、店舗名だけでは特定の個人を識別できないことから、本号に該当するとは認められない。よって本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。クのうち、別表1の番号171の不開示部分中の別表2の番号171の開示すべき部分を除く部分については、審査請求人以外の個人に関する情報であり、本号ただし書のいずれにも該当しないため、本号に該当すると認められる。よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当である。

コのうち、別表1の番号146、番号170及び番号171の不開示部分中の別表2の開示すべき部分を除く部分については、本件実施機関が審査請求人以外の個人から聴取した内容が記載されていることから、審査請求人以外の個人に関する情報であり、本号ただし書のいずれにも該当しないため、本号に該当すると認められる。よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当である。しかし、コのうち、別表1の番号146及び番号171の不開示部分中の別表2の開示すべき部分については、警察の職務遂行に関する情報を記載したものであり、本号ただし書のハに該当することから、本号に該当するとは認められない。よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

4 法第78条第1項第5号該当性について

- (1) 本件決定において、本件実施機関が法第78条第1項第5号に該当するとして不開示とした部分は、2の①及び④に係る次の情報である。

- ア 警察職員の氏名、印影、年齢及び職員番号の部分
- イ 労働局職員の氏名
- ウ 檢察官の氏名
- エ 警察の対応に関する部分

(2) 本号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると地方公共団体の機関が認めることについて相当の理由がある情報について、開示対象から除外している。「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共の安全と秩序を維持するための諸活動が阻害され、又は適正に行われなくなるおそれがある場合をいい、「地方公共団体の機関が認めることについて相当の理由がある」とは、当該情報の性質上、開示又は不開示の判断に、犯罪等に関する将来予測としての専門的又は技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものか否かを検討することが適当であると考えられる。

審査請求人は、職員の家族の生命、身体等が脅かされ、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行、その他公共の安全と秩序に著しい支障を及ぼすおそれがあるといういふのはケースバイケースであると主張する。一方で、本件実施機関は、職務の特殊性から、開示することにより当該職員又はその家族が不法行為の対象となり、その生命、身体等が脅かされるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

よって、(1)のアからエまでの本号該当性について以下検討する。なお、(1)のアの警察職員の氏名及び印影並びに(1)のウの検察官の氏名のうち、3において法第78条第1項第2号に該当すると認められる部分においては、結論において妥当であることから、本号該当性については判断しない。

(3) (1)のアについて

(1)のアのうち、法第78条第1項第2号に該当しないとした部分は、別表2の開示すべき部分に記載のある部分であり、審査請求人の既知情報である警察職員の氏名である。当該部分を開示することによる公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないことから、不開示とすることについて相当な理由があるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

(4) (1)のイについて

(1)のイのうち、法第78条第1項第2号に該当しないとした部分は、別表2の

開示すべき部分に記載のある部分であり、慣行として公になっている労働局職員の氏名である。労働局職員の氏名について不開示とする業務の特殊性は認められず、不開示とすることについて相当な理由があるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

(5) (1)のエについて

(1)のエのうち、別表1の番号170及び番号171不開示部分中の別表2の番号171の開示すべき部分を除く部分は、警察の捜査方針や具体的な捜査の進捗状況等が記載されている部分であり、開示するとその内容が推察され、対抗措置が講じられる等のおそれがあり、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると考えられ、不開示とすることについて相当な理由があると認められることから、本号に該当する。よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当である。しかし、(1)のエのうち、別表1の番号171の不開示部分中の別表2の開示すべき部分については、単なる項目名や、警察が職務として行った事実であり、開示したとしても、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるとは考えられず、不開示とすることについて相当な理由があるとは認められないため、本号に該当するとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

5 法第78条第1項第7号該当性について

(1) 本件決定において、本件実施機関が法第78条第1項第7号に該当するとして不開示とした部分は2の③及び④に係る次の情報である。

ア 労働局の対応に関する部分

イ 警察の対応に関する部分

(2) 本号は、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるものを開示対象から除外している。

本号の適用に際しては、開示することにより生ずる支障のみでなく、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれも勘案する必要がある。また、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものである必要があり、「おそれ」は、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないと考えられる。

審査請求人は、何をもって警察の適正な業務の遂行に支障を及ぼすか抽象的であり、自身の知る権利が侵害されていると主張する。一方で、本件実施機関は、取扱者が事案に対する率直な意見や評価・判断した情報の記載を躊躇し、正確な事実の把握、適正な事案判断が困難となるほか、警察の対応方針等が推察されるなど、今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

よって、(1)のア及びイの本号該当性について以下検討する。なお、本号該当性について、法第78条第1項第2号及び法第78条第1項第5号に該当するとした部分は、結論において妥当であることから、本号該当性については判断しない。

(3) (1)のアについて

一般的に、相談業務において、相談者の評価や判断が記載された部分が相談者に開示されると、相談を受けた者が今後の相談者との関係性を考慮して率直な評価を躊躇するなどの一定の心理的影響を生じさせることは、否定し難い。それにより当該事務を実施する目的や意味を失わせる程度の実質的な支障がある場合には、その支障のおそれには法的保護に値する程度の蓋然性があると認められるものと考えられる。

(1)のアは、労働局職員と審査請求人との対応に関する記載である。内容を確認したところ、相談を受けた労働局職員と審査請求人との認識が一致していないことも十分に考えられ、これらの部分が開示されることにより、その内容を巡って労働局職員と審査請求人の間に軋轢が生じることが推測される。これらの内容を開示すると、結果として労働局からの本件実施機関に対する信頼を損ない、今後同種の事務において協力を得られなくなるおそれがあるという本件実施機関の主張は否定し難く、開示することによって生じる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められるため、本号に該当すると認められる。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当である。

(4) (1)のイについて

イのうち、別表1の番号145、番号146、番号147、番号169及び番号171の不開示部分中の別表2の開示すべき部分は、通常、警察職員の的確な職務遂行に資するために記載した部分であると言える。当審査会において記載内容を確認したところ、単に職務遂行に必要な事項が記載されていると解釈でき、当該部分を開示することにより、今後同種の相談業務において警察の対応方針等が推察されるとの主張は、法的保護に値する程度の蓋然性があるとは認められない。また、本件実施機関は、当該部分を開示することにより、率直な意見並びに評価及び判断した情報の記載を躊躇し、正確な事実の把握、適正な事案判断が困難となるとも主張するが、審査請求人についての評価や判断が含まれない記載を開示することにより生じる警察業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれは、法的保護に値する程度の蓋然性があるとは認められず、本号に該当するとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

6 法第124条第1項該当性について

(1) 本件決定において、本件実施機関が法第124条第1項に該当するとして不開示

とした部分は、刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報について記載された部分である。

(2) 本項は、刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報については、第5章第4節の規定は適用しないとされている。すなわち、刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報は、法第5章第4節に規定する保有個人情報の開示請求権が及ばない。

また、刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報は、個人の前科及び逮捕歴の有無を含むとされている。

(3) 当審査会において記載内容を確認したところ、個人の前科及び逮捕歴の有無を含む保有個人情報であり、法第124条第1項の規定により、法第5章第4節が適用されない保有個人情報と認められる。

よって、本件実施機関が法第124条第1項に該当することを理由に別表1の番号171の不開示部分中の当該部分を不開示とした判断は妥当である。

7 刑事訴訟法第53条の2第2項該当性について

(1) 本件決定において、本件実施機関が刑事訴訟法第53条の2第2項に該当するとして不開示とした本件公文書は、別表1の番号172から番号219までの保有個人情報の全てである。

(2) 刑事訴訟法第53条の2第2項では、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、法第5章第4節の規定は、適用しない」と規定している。すなわち、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」は、法第5章第4節に規定する保有個人情報の開示請求権が及ばない。

また、「訴訟に関する書類及び押収物」には、捜査報告書等の証拠書類等も含まれると考えられる。

(3) 当審査会が別表1の番号172から番号219までの本件公文書を確認したところ、いずれも「訴訟に関する書類」に記録された個人情報であると認められるため、法第5章第4節の規定は適用されない。

よって、本件実施機関が刑事訴訟法第53条の2第2項に該当することを理由に、当該保有個人情報の全てを不開示とした判断は、妥当である。

8 審査請求人及び本件諮問機関等のその余の主張について

審査請求人及び本件諮問機関等のその余の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

9 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和6年（2024年） 4月5日 諮問
令和7年（2025年） 9月11日 本件諮問機関等からの意見聴取及び審議
11月18日 審議終結

(別表1)

開示請求の内容	番号	公文書の名称	不開示部分	不開示理由
令和5年2月11日から現在まで長野県警察本部、塩尻署、松本署、松本市内の交番、長野駅前交番、長野中央署、に残る私の相談記録か処理票、その他全て又それらを共有したり問い合わせしたりした他県の地方公共団等の記録をふくむ物も請求します。（訴訟に関する記録もふくむ）	1	警察に対する相談記録票（受理番号：202304100592）	警察職員の氏名	法第78条第1項第2号該当警察職員の氏名及び印影は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。 法第78条第1項第5号該当その職務の特殊性から、開示することにより、当該職員又はその家族等が不法行為の対象となり、その生命、身体等が脅かされるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。
	2	警察に対する相談処理票（受理番号：202304100592）	同上	同上
	3	警察に対する相談記録票（受理番号：202304100596）	同上	同上
	4	警察に対する相談処理票（受理番号：202304100596）	同上	同上
	5	警察に対する相談記録票（受理番号：20234101087）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上

	6	警察に対する相談処理票（受理番号：20234101087）	警察職員の氏名	同上
	7	警察に対する相談記録票（受理番号：20234101589）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上
	8	警察に対する相談処理票（受理番号：20234101589）	同上	同上
	9	警察に対する相談記録票（受理番号：202309900654）	同上	同上
	10	警察に対する相談処理票（受理番号：202309900654）	同上	同上
	11	警察に対する相談記録票（受理番号：202309900655）	同上	同上
	12	警察に対する相談処理票（受理番号：202309900655）	同上	同上
	13	警察に対する相談記録票（受理番号：202310107468）	同上	同上
			労働局職員の氏名（慣行として公にされている者を除く。）	同上
			請求者以外の個人に関する情報	法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
	14	警察に対する相談処理票（受理番号：202310107468）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同番号1
	15	関係者票（受理番号：202310107468）	労働局職員の氏名（慣行として公にされている者を除く。）	同上
			「住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号」欄及び「参考事項」欄	法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
	16	警察に対する相談記録票（受理番号：202313100382）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号1

		の部分	
17	警察に対する相談処理票（受理番号：202313100382）	同上	同上
18	警察に対する相談記録票（受理番号：202313201556）	同上	同上
19	警察に対する相談処理票（受理番号：202313201556）	同上	同上
20	警察に対する相談記録票（受理番号：202313201560）	警察職員の氏名	同上
21	警察に対する相談処理票（受理番号：202313201560）	同上	同上
22	警察に対する相談記録票（受理番号：202313201752）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上
23	警察に対する相談処理票（受理番号：202313201752）	同上	同上
24	警察に対する相談記録票（受理番号：202313202105）	同上	同上
25	警察に対する相談処理票（受理番号：202313202105）	同上	同上
26	警察に対する相談記録票（受理番号：202313202208）	同上	同上
27	警察に対する相談処理票（受理番号：202313202208）	同上	同上
28	警察に対する相談記録票（受理番号：202313202410）	同上	同上
29	警察に対する相談処理票（受理番号：202313202410）	同上	同上
30	警察に対する相談記録票（受理番号：202313202514）	同上	同上
31	警察に対する相談処理票（受理番号：202313202514）	同上	同上

	32	警察に対する相談記録票（受理番号：202313202587）	同上	同上
	33	警察に対する相談処理票（受理番号：202313202587）	同上	同上
	34	警察に対する相談記録票（受理番号：202313202611）	警察職員の氏名	同上
	35	警察に対する相談処理票（受理番号：202313202611）	同上	同上
	36	警察に対する相談記録票（受理番号：202313202752）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上
	37	警察に対する相談処理票（受理番号：202313202752）	同上	同上
	38	警察に対する相談記録票（受理番号：202313202846）	同上	同上
	39	警察に対する相談処理票（受理番号：202313202846）	同上	同上
	40	警察に対する相談記録票（受理番号：202313202870）	同上	同上
	41	警察に対する相談処理票（受理番号：202313202870）	同上	同上
	42	警察に対する相談記録票（受理番号：202313202873）	同上	同上
	43	警察に対する相談処理票（受理番号：202313202873）	同上	同上
	44	警察に対する相談記録票（受理番号：202313203063）	同上	同上
	45	警察に対する相談処理票（受理番号：202313203063）	同上	同上
	46	警察に対する相談記録票（受理番号：202313203066）	同上	同上
	47	警察に対する相談処理票（受理番号：202313203066）	同上	同上

		票（受理番号：202313203066）		
48	警察に対する相談記録票（受理番号：202313203219）	同上	同上	
49	警察に対する相談処理票（受理番号：202313203219）	同上	同上	
50	警察に対する相談記録票（受理番号：202313203295）	同上	同上	
51	警察に対する相談処理票（受理番号：202313203295）	同上	同上	
52	警察に対する相談記録票（受理番号：202313203334）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上	
53	警察に対する相談処理票（受理番号：202313203334）	同上	同上	
54	警察に対する相談記録票（受理番号：202313203508）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上	
55	警察に対する相談処理票（受理番号：202313203508）	同上	同上	
56	警察に対する相談記録票（受理番号：202313203540）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上	
57	警察に対する相談処理票（受理番号：202313203540）	同上	同上	
58	警察に対する相談記録票（受理番号：202313203548）	警察職員の氏名	同上	
59	警察に対する相談処理票（受理番号：202313203548）	同上	同上	
60	警察に対する相談記録票（受理番号：202313203614）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上	
61	警察に対する相談処理票（受理番号：202313203614）	同上	同上	
62	警察に対する相談記録	同上	同上	

		票（受理番号：202313203709）		
63	警察に対する相談処理票（受理番号：202313203709）	同上	同上	
64	警察に対する相談記録票（受理番号：202313203716）	警察職員の氏名	同上	
65	警察に対する相談処理票（受理番号：202313203716）	同上	同上	
66	警察に対する相談記録票（受理番号：202313203763）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上	
67	警察に対する相談処理票（受理番号：202313203763）	同上	同上	
68	警察に対する相談記録票（受理番号：202313203816）	同上	同上	
69	警察に対する相談処理票（受理番号：202313203816）	同上	同上	
70	警察に対する相談記録票（受理番号：202313204473）	同上	同上	
71	警察に対する相談処理票（受理番号：202313204473）	同上	同上	
72	警察に対する相談記録票（受理番号：202313204474）	同上	同上	
73	警察に対する相談処理票（受理番号：202313204474）	同上	同上	
74	警察に対する相談記録票（受理番号：202313204480）	同上	同上	
75	警察に対する相談処理票（受理番号：202313204480）	同上	同上	
76	警察に対する相談記録票（受理番号：202313204483）	警察職員の氏名	同上	
77	警察に対する相談処理票（受理番号：	同上	同上	

	202313204483)		
78	警察に対する相談記録票（受理番号：202313204657）	同上	同上
79	警察に対する相談処理票（受理番号：202313204657）	同上	同上
80	警察に対する相談記録票（受理番号：202313204683）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上
81	警察に対する相談処理票（受理番号：202313204683）	同上	同上
82	警察に対する相談記録票（受理番号：202313204693）	同上	同上
83	警察に対する相談処理票（受理番号：202313204693）	同上	同上
84	警察に対する相談記録票（受理番号：202313204713）	同上	同上
85	警察に対する相談処理票（受理番号：202313204713）	同上	同上
86	警察に対する相談記録票（受理番号：202313204968）	同上	同上
87	警察に対する相談処理票（受理番号：202313204968）	同上	同上
88	警察に対する相談記録票（受理番号：202313204981）	同上	同上
89	警察に対する相談処理票（受理番号：202313204981）	同上	同上
90	警察に対する相談記録票（受理番号：202313204984）	同上	同上
91	警察に対する相談処理票（受理番号：202313204984）	同上	同上
92	警察に対する相談記録票（受理番号：202313204999）	同上	同上

	93	警察に対する相談処理票（受理番号：202313204999）	同上	同上
	94	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205050）	同上	同上
	95	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205050）	同上	同上
	96	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205155）	同上	同上
			労働局職員の氏名	同上
			関係者欄（労働局職員氏名を除く。）	法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
	97	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205155）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同番号1
			「処理内容」欄	法第78条第1項第7号該当 開示することにより、労働局の対応方針が推察されるほか、労働局からの警察に対する信頼を損ない、今後同種の事案において協力を得られなくなるなど、今後の労働局の事務及び警察が取り扱う警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
	98	関係者票（受理番号：202313205155）	労働局職員の氏名	同番号1
			「住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号」欄（労働局職員の氏名を除く。）	法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
	99	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205159）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同番号1
	100	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205159）	同上	同上
	101	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205293）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上

		の部分	
102	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205293）	同上	同上
103	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205301）	同上	同上
104	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205301）	同上	同上
105	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205304）	同上	同上
106	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205304）	同上	同上
107	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205325）	なし	—
108	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205325）	同上	同上
109	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205331）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同番号1
110	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205331）	同上	同上
111	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205427）	同上	同上
112	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205427）	同上	同上
113	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205429）	同上	同上
114	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205429）	同上	同上
115	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205433）	同上	同上
116	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205433）	同上	同上

	117	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205449）	同上	同上
	118	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205449）	同上	同上
	119	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205654）	同上	同上
	120	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205654）	同上	同上
	121	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205699）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上
	122	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205699）	同上	同上
	123	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205839）	警察職員の氏名	同上
	124	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205839）	同上	同上
	125	警察に対する相談記録票（受理番号：202313206116）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上
	126	警察に対する相談処理票（受理番号：202313206116）	同上	同上
	127	警察に対する相談記録票（受理番号：202313206191）	同上	同上
	128	警察に対する相談処理票（受理番号：202313206191）	同上	同上
	129	警察に対する相談記録票（受理番号：202313206242）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上
	130	警察に対する相談処理票（受理番号：202313206242）	同上	同上
	131	警察に対する相談記録票（受理番号：202313206244）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上
	132	警察に対する相談処理	同上	同上

		票（受理番号：202313206244）		
133	警察に対する相談記録票（受理番号：202313206392）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上	
134	警察に対する相談処理票（受理番号：202313206392）	同上	同上	
135	警察に対する相談記録票（受理番号：202313206688）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上	
136	警察に対する相談処理票（受理番号：202313206688）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上	
137	警察に対する相談記録票（受理番号：202313206694）	同上	同上	
138	警察に対する相談処理票（受理番号：202313206694）	同上	同上	
139	警察に対する相談記録票（受理番号：202313206695）	同上	同上	
140	警察に対する相談処理票（受理番号：202313206695）	同上	同上	
141	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207138）	同上	同上	
142	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207138）	同上	同上	
143	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207140）	同上	同上	
144	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207140）	同上	同上	
145	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207211）	「関係者」欄	法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に 関する情報であり、同号た だし書のいずれにも該当し ないため。	
				法第78条第1項第7号該当

			取扱者が事案に対する率直な意見や評価・判断した情報の記載を躊躇し、正確な事実の把握、適正な事案判断が困難となるほか、警察の対応方針等が推察されるなど、今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
146	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207211）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分 「処理内容」欄（警察職員の氏名を除く。）	同番号1 法第78条第1項第2号該当開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
147	関係者票（受理番号：202313207211）	「住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号」欄及び「参考事項」欄	法第78条第1項第2号該当開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。 法第78条第1項第7号該当取扱者が事案に対する率直な意見や評価・判断した情報の記載を躊躇し、正確な事実の把握、適正な事案判断が困難となるほか、警察の対応方針等が推察されるなど、今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
148	警察に対する相談記録	警察職員の氏名及び印	同番号1

		票（受理番号：202313207216）	影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	
149	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207216）	同上	同上	
150	関係者票（受理番号：202313207216）	なし	—	
151	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207270）	警察職員の氏名	同番号1	
152	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207270）	同上	同上	
153	警察に対する相談記録票（受理番号：202304100594）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上	
154	警察に対する相談処理票（受理番号：202304100594）	同上	同上	
155	警察に対する相談記録票（受理番号：202313203714）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上	
156	警察に対する相談処理票（受理番号：202313203714）	同上	同上	
157	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205922）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上	
158	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205922）	同上	同上	
159	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205995）	同上	同上	
160	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205995）	同上	同上	
161	警察に対する相談記録票（受理番号：202313206203）	同上	同上	
162	警察に対する相談処理票（受理番号：202313206203）	同上	同上	
163	警察に対する相談記録	同上	同上	

		票（受理番号：202309901056）		
164	警察に対する相談処理票（受理番号：202309901056）	同上	同上	
165	広聴事案調査結果報告書	警察職員の氏名及び年齢	同上	
166	広聴事案処理票	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同上	
167	警察に対する相談記録票（受理番号：202309901067）	同上	同上	
168	警察に対する相談処理票（受理番号：202309901067）	同上	同上	
169	110番受理記録	警察職員の氏名（慣行として公にされている者を除く。）及び職員番号 「結果」欄	同上	法第78条第1項第7号該当取扱者が事案に対する率直な意見や評価・判断した情報の記載を躊躇し、正確な事実の把握、適正な事案判断が困難となるほか、警察の対応方針等が推察されるなど、今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
170	報告書（令和5年3月3日付け）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分 検察官の氏名（慣行として公にされている者を除く。） 見出し符号「1」の不開示部分 見出し符号「3」の不開示部分	同番号1 同上 法第78条第1項第2号該当開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。 法第78条第1項第2号該当開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号た	

			だし書のいずれにも該当しないため。
			法第78条第1項第5号該当 開示することにより警察の捜査方針等が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。
			法第78条第1項第7号該当 開示することにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
		見出し符号「4」の不開示部分	法第78条第1項第5号該当 開示することにより警察の捜査方針等が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。
			法第78条第1項第7号該当 開示することにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
		上記以外の不開示部分	同上
171	報告書（令和5年5月9日付け）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）の部分	同番号1
		検察官の氏名（慣行として公にされている者を除く。）	同上
		報告書の見出し符号「3」の不開示部分	法第78条第1項第5号該当 開示することにより警察の捜査方針等が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

			法第78条第1項第7号該当 開示することにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
		報告書の見出し符号「4」の不開示部分	同上
		上記以外の報告書の不開示部分	同上
		報告書資料の見出し符号「1」の不開示部分	法第124条第1項該当 法第5章第4節の規定が適用されないため不開示。
		報告書資料の見出し符号「2」の不開示部分	法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。 法第124条第1項該当 法第5章第4節の規定が適用されないため不開示。
		報告書資料の見出し符号「3」の不開示部分	法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。 法第78条第1項第5号該当 開示することにより警察の捜査方針等が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。
			法第78条第1項第7号該当 開示することにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。 法第124条第1項該当 法第5章第4節の規定が適用されないため不開示。
		報告書資料の見出し符号「4」の不開示部分	法第78条第1項第5号該当 開示することにより警察の捜査方針等が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執

			行その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。 法第78条第1項第7号該当 開示することにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
		報告書資料の見出し符号「5」の不開示部分	同上
		報告書資料の別紙の不開示部分	法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			法第78条第1項第5号該当 開示することにより警察の捜査方針等が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。
			法第78条第1項第7号該当 開示することにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
172	告発調書（令和5年4月7日付けのもの）	全部	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当し、法第5章第4節の規定は、適用されないため。
173	告発調書（令和5年4月7日付けのもの）	同上	同上
174	告発調書（令和5年5月25日付けのもの）	同上	同上
175	告発調書（令和5年5月25日付けのもの）	同上	同上
176	告訴調書（令和5年5月25日付けのもの）	同上	同上
177	供述調書（乙）（令和5年5月8日付けのもの）	同上	同上
178	電話（口頭）記録用紙	同上	同上

	(検査用) (令和5年 2月13日付けのもの)		
179	電話（口頭）記録用紙 (検査用) (令和5年 2月15日付けのもの)	同上	同上
180	電話（口頭）記録用紙 (検査用) (令和5年 2月21日付けのもの)	同上	同上
181	電話（口頭）記録用紙 (検査用) (令和5年 3月1日付けのもの)	同上	同上
182	電話（口頭）記録用紙 (検査用) (令和5年 3月13日付けのもの)	同上	同上
183	電話（口頭）記録用紙 (検査用) (令和5年 3月14日付けのもの)	同上	同上
184	電話（口頭）記録用紙 (検査用) (令和5年 5月1日付けのもの)	同上	同上
185	検査関係事項照会書 (謄本) (令和5年3 月1日付けのもの)	同上	同上
186	検査関係事項照会書回 答書 (令和5年3月1 日付けのもの)	同上	同上
187	実況見分調書 (令和5 年2月21日付けのもの)	同上	同上
188	供述調書(乙) (令和 5年5月10日付けのもの)	同上	同上
189	供述調書(乙) (令和 5年3月16日付けのもの)	同上	同上
190	供述調書(甲) (令和 5年3月16日付けのもの)	同上	同上
191	供述調書(甲) (令和 5年3月16日付けのもの)	同上	同上
192	取調べ状況報告書 (令 和5年3月16日付けの もの)	同上	同上
193	検査報告書 (令和5年 3月16日付けのもの)	同上	同上
194	検査関係事項照会書	同上	同上

	(謄本) (令和5年5月18日付けのもの)		
195	捜査関係事項照会回答書(令和5年5月22日付けのもの)	同上	同上
196	供述調書(甲)(令和5年3月16日付けのもの)	同上	同上
197	供述調書(甲)(令和5年3月16日付け)	同上	同上
198	取調べ状況報告書(令和5年3月16日付けのもの)	同上	同上
199	捜査関係事項照会書(謄本)(令和5年5月18日付けのもの)	同上	同上
200	捜査関係事項照会書回答書(令和5年5月22日付けのもの)	同上	同上
201	捜査関係事項照会書(謄本)(令和5年5月18日付けのもの)	同上	同上
202	捜査関係事項照会書回答書(令和5年5月19日付けのもの)	同上	同上
203	告訴調書(令和5年3月17日付けのもの)	同上	同上
204	任意提出書(令和5年3月17日付けのもの)	同上	同上
205	領置調書(甲)(令和5年3月17日付けのもの)	同上	同上
206	還付請書(令和5年3月17日付けのもの)	同上	同上
207	任意提出書(令和5年3月17日付けのもの)	同上	同上
208	領置調書(甲)(令和5年3月17日付けのもの)	同上	同上
209	告訴調書(令和5年3月17日付けのもの)	同上	同上
210	供述調書(乙)(令和5年3月17日付けのもの)	同上	同上
211	告訴調書(令和5年4月7日付けのもの)	同上	同上

	212	上申書（令和5年3月7日付けのもの）	同上	同上
	213	供述調書（乙）（令和5年5月25日付けのもの）	同上	同上
	214	供述調書（乙）（令和5年4月7日付けのもの）	同上	同上
	215	供述調書（乙）（令和5年4月7日付けのもの）	同上	同上
	216	告発調書（令和5年6月8日付けのもの）	同上	同上
	217	資料入手報告書（令和5年6月8日付けのもの）	同上	同上
	218	被害届（令和5年6月6日付けのもの）	同上	同上
	219	捜査関係事項照会書（令和5年6月28日付けのもの）	同上	同上

(別表2)

※この別表2の番号は、別表1の番号に対応している。また、本答申により開示すべきとする部分のみ記載している。

番号	公文書の名称	開示すべき部分
3	警察に対する相談記録票（受理番号：202304100596）	「対応」欄の警察職員の氏名
4	警察に対する相談処理票（受理番号：202340100596）	「処理内容」欄の警察職員の氏名
5	警察に対する相談記録票（受理番号：202340101087）	「相談の要旨」欄の警察職員の氏名
13	警察に対する相談記録票（受理番号：202310107468）	労働局職員の氏名
15	関係者票（受理番号：202310107468）	労働局職員の氏名
18	警察に対する相談記録票（受理番号：202313201556）	「相談の要旨」欄及び「対応」欄の警察職員の氏名

19	警察に対する相談処理票（受理番号：202313201556）	「処理方針」欄の警察職員の氏名
30	警察に対する相談記録票（受理番号：202313202514）	「対応」欄の警察職員の氏名
31	警察に対する相談処理票（受理番号：202313202514）	処理内容中の2行目の警察職員の氏名
48	警察に対する相談記録票（受理番号：202313203219）	「相談の要旨」欄の警察職員の氏名
62	警察に対する相談記録票（受理番号：202313203709）	「相談の要旨」欄の警察職員の氏名
96	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205155）	労働局職員の氏名
98	関係者票（受理番号：202313205155）	労働局職員の氏名
105	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205304）	「対応」欄の警察職員の氏名
106	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205304）	「処理内容」欄及び「処理区分」欄の警察職員の氏名
111	警察に対する相談記録票（受理番号：202313205427）	「対応」欄の警察職員の氏名
112	警察に対する相談処理票（受理番号：202313205427）	「処理内容」欄の警察職員の氏名
129	警察に対する相談記録票（受理番号：202313206242）	「対応」欄の警察職員の氏名
130	警察に対する相談処理票（受理番号：202313206242）	「処理内容」欄の警察職員の氏名
136	警察に対する相談処理票（受理番号：202313206688）	「処理内容」欄の警察職員の氏名
145	警察に対する相談記録票（受理番号：202313207211）	「関係者」欄の2行目の4文字目から13文字目まで
146	警察に対する相談処理票（受理番号：202313207211）	「処理内容」欄の項目「3」及び「4」
147	関係者票（受理番号：202313217211）	「参考事項」欄

169	110番受理記録	「結果」欄
171	報告書（令和5年5月9日付け）	報告書のうち見出し符号「4」の項目名
		報告書資料のうち見出し符号「2」の(1)の2行目 6文字目から14文字目まで
		報告書資料のうち見出し符号「3」の(1)の3行目
		報告書資料のうち見出し符号「3」の(2)
		報告書資料のうち「3」の(4)の1行目から2行目の25文字目まで、3行目の15文字目から4行目まで